

## 台風等自然災害の影響によるイベント中止の判断基準とガイドライン

《アートパラ深川イベント開催前に台風が接近中の場合》

※台風災害がイベントに影響する日を「X」とする

### 1. イベントの中止あるいは一部中止の判断について

「X」二日前以前に、イベントの全部あるいは一部を中止するかどうかを判断する対策本部を設置し、「X」二日前の午後6時に開催の可否を検討中であることを公表する。中止の場合は判断基準を明示すること。

対策本部は正副実行委員長と総務、総務/危機管理チーム、法人理事1名以上とする。

＜判断基準＞

- ・実行委員、アートクルー、来場者の身の危険がある
- ・実行委員、アートクルーが交通機関の乱れにより参加できなくなる
- ・荒天のため、撤収作業が難しくなる

1-1. 「X」前日午後6時（ただし、授賞式については前日午後0時）の時点で「暴風警報」が発令されていた場合

対策本部で開催可否または、開催期間の短縮、一部変更等を決定する。

1-2. 「X」前日午後6時（ただし、授賞式については前日午後0時）の時点で「暴風警報」が解除されていた場合

予定どおりに開催する。ただし、その他の地域から移動が困難な場合、部分的に中止等の変更があることを周知する。

### 2. 街なかアート、絵馬、絵馬神輿の撤収 のらパラ中止の判断について

「X」前日午後6時の時点で「X」において「風速10m以上」が見込まれた場合、対策本部でアートの設置可否または撤収、設置延期等を決定する。

- ・撤収は、街なかアートのイーゼル、のぼり、A看板、バナー、絵馬、絵馬神輿とする。
- ・のらパラは基本的に中止とする。

《アートパラ深川イベントの開催可否に関するアナウンスの方法とタイミング》

※予告・告知は、SNS・HP・会場・Slackなどで実施する

#### A. 「X」二日前以前

台風接近の可能性が判明した時点で対策本部を設置する。イベント開催可否の方針について確認し、開催予定に台風の影響がある旨を実行委員に報告する。

#### B. 「X」二日前の午後6時頃

「X」二日前の午後6時に台風の影響が避けられない見通しの場合、「X」以降のイベントの全面/部分中止の判断及び報告は「X」前日の午後6時（ただし、授賞式について

は前日午後0時)と予告する。

C.「X」前日の午後6時(ただし、授賞式については前日午後0時)

現地に「暴風警報」が発令中の場合にはイベント開催の中止を上記時刻に判断・告知する。

C-1<台風接近中の場合>

「X」前日午後6時(ただし、授賞式については前日午後0時)の時点でまだ現地に「暴風警報」が発令されていないとしても、「X」当日午前7時までに暴風圏内に入ることが確認されている場合にはその時点でイベント開催の中止を判断・告知する。

C-2<台風通過後の場合>

「X」前日午後6時(ただし、授賞式については前日午後0時)の時点で現地の「暴風警報」が解除されていた場合には予定通り開催することを同日時に告知する。ただし、その他の地域からは移動が困難であることが予想されるなど、イベントが部分的に中止または内容変更になる可能性についても告知する。

D.「緊急時対応報告書」を危機管理に提出する。

以上